



2012.7

消費者相談室ニュース

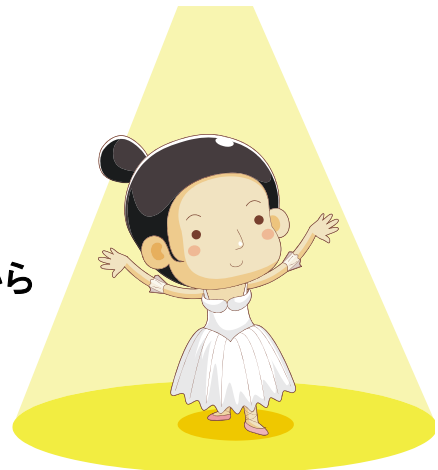
モデル・タレント養成講座の契約 にご注意ください！

モデル・タレント・歌手として華やかな芸能界で活躍することを夢見ている若者は多いと思われませんが、求人サイトなどで見つけたエキストラのアルバイトのオーディションの際、仕事をするにはレッスンの受講などの契約が必要と説明され、高額な負担を伴う契約を勧められることがあります。

仕事を提供するので収入が得られると誘い、仕事に必要な商品などを販売して金銭負担を負わせる取引は、「特定商取引に関する法律」における「業務提供誘引販売取引」に該当しますので、20日間のクーリング・オフが保障されています。

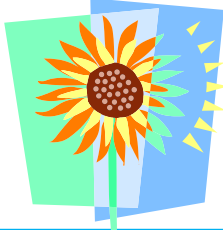
契約の際には、以下のことに注意しましょう

- 決してその場で即断しないように
- 事業者の情報を十分に収集しましょう
- 周囲の人たちに相談しましょう
- レッスン受講等の契約については、事業者から理解できるまで説明を受けましょう
- 契約の際には、概要書面及び契約内容を明らかにする書面を受け取りましょう



消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。
消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室



月・水・金 10:00～16:00
千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F
TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864
URL <http://shufuren.net/wordpress/cc/>